

北海道家庭教育サポート企業等制度の概要

家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業等と協定を締結し、相互に協力して、北海道における家庭教育の一層の推進を図るための制度

次世代育成支援対策推進法 (H15)

事業主は、従業員の仕事と家庭の両立等に関し、行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために事業主が講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。

少子化対策基本法 (H15)

事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

家庭教育支援をいっそう推進するために、行政と企業で協定を結び、企業が家庭教育や社会教育の重要性を認識し、自ら積極的に参加し、またその従業員に学校教育や社会教育への参画を促すことを目的に発足

企業等

- 取組 1** 職場の子育て環境づくり
 - 取組 2** 職場見学・体験の実施
 - 取組 3** 地域行事への協力・支援
 - 取組 4** 学校行事への参加促進
 - 取組 5** 生活リズム向上の取組
 - 取組 6** 「道民家庭の日」等の普及
- (1~4・5~6からそれぞれ1項目以上の取組)

道教委

企業に対する支援

- 協定締結企業等の家庭教育に関する取組をホームページに掲載
- 協定締結企業等に家庭教育に関する啓発資料を配布
- 協定締結企業等が従業員のために開催する研修会に講師を派遣



社会全体による
子育て支援の推進
すべての親を対象とする
家庭教育支援



問合せ先

北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課社会教育・読書推進グループ
〒064-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 電話：011-204-5744